明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（三二一）　三
○地方自治法施行令の一部を改正する政令（三二二）　四
○高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（三二三）　五
○炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（三二四）　九
○金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二五）　一〇
○金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（三二六）
○電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令（三二七）
○電子委任状の普及の促進に関する法律第六条第一項の期間を定める政令（三二八）
○国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（三二九）

〔府　令〕

○金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令（**内閣府**五四）　一〇
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（**同**五五）　一三

〔府令・省令〕

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務**八）　九二
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**二）　九三
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**五）　九五
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**八）　九五
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**八）　九五

〔省　令〕

○電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則（**総務・経済産業**一）　九五
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**四二）　一〇二
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**六九）　一〇三

〔告　示〕

○高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件（**金融庁**五〇）　一〇三
○金融商品取引業等に関する内閣府令第三百二十八条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を改正する件（**同**五一）　一〇四
○金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件の一部を改正する件（**金融庁・財務**一）　一〇四
○電子委任状の普及を促進するための基本的な指針（**総務・経済産業**三）　一〇四
○中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートについて関税定率法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件（**財務**三四九）　一〇七
○大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手について関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件（**同**三五〇）　一〇九
○平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（**文部科学**一八一）　一一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三二一号）（内閣府本府）

1　特定使用機関から経済産業省を除くこととした。（第一条関係）

2　特定取扱機関に経済産業省を加えることとした。（別表第一関係）

3　この政令は平成二九年一二月二九日から施行することとした。

◇**地方自治法施行令の一部を改正する政令**（政令第三二二号）（総務省）

1　地方自治法第二四三条の規定により私人に徴収又は収納の事務を委託することができる公金の範囲を拡大するものとした。（第一五八条第一項関係）

2　指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の付議先を都道府県都市計画審議会から市町村都市計画審議会に変更するものとした。（第一七四条の三九第三項関係）

3　この政令は、公布の日から施行するものとした。ただし、2に関する規定については、平成三〇年四月一日から施行するものとした。

◇**高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令**（政令第三二三号）（財務省）

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、次により、関税定率法（以下「法」という